

人事委員会年報

平成23年度

兵庫県人事委員会

目 次

組 織 及 び 運 営	1
1 人 事 委 員 会	1
(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則、告示の制定、改廃の状況	10
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	11
2 事 務 局	12
(1) 組 織	12
(2) 職員の定員・現員	12
(3) 分 掌 事 務	13
事 業 の 概 要	14
1 職 員 の 任 用	14
(1) 任用制度の概説	14
(2) 職 員 の 採 用	14
(3) 職 員 の 昇 任	22
(4) 広報等の取り組み	23
2 職 員 の 給 与	24
(1) 職員給与実態調査	24
(2) 民間給与実態調査	25
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	27
(4) 勧告の実施状況	27
平成23年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について	28
3 職員の利益保護	31
(1) 勤務条件に関する措置要求	31
(2) 不利益処分に関する不服申立て	32
(3) 分限処分及び懲戒処分の状況	33
4 職 員 団 体	34
(1) 職員団体の登録	34
(2) 管理職員等の範囲	35
5 労働基準監督機関の職権行使	38
(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み	38
(2) 労働基準法等に基づく職権行使	39

組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規程により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである。（法第8条第1項）

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前の各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は下表のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	摘要
委員長	中瀬 憲一	常勤	22.7.1 ~ 26.6.30	24.3.31退任
委員	上杉 雅彦	非常勤	19.10.12 ~ 23.10.11	
委員	竹本 昌弘	非常勤	21.10.13 ~ 25.10.12	委員長職務代理者
委員	竹田 佑一	非常勤	23.10.12 ~ 27.10.11	

24.4.1から青山善敬委員長が就任

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成23年度の会議開催回数は33回で、付議した議案等の件数は、議案120件、協議事項3件、報告事項66件、計189件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
1392	23.4.13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用試験説明会の実施状況について 2 東日本大震災に伴う平成23年職種別民間給与実態調査の取扱いについて 3 任命権者が行った処分について
1393	23.4.22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - 4 平成23年度兵庫県職員採用試験等実施日決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について 2 平成22年度第3回兵庫県警察官採用選考試験の結果について
1394	23.4.27	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成23年職員給与実態調査実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の実施について
1395	23.5.13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 昇任選考の件 3 平成23年度兵庫県職員上級採用試験実施要綱決定の件

回数	開催年月日	議 案 等
1396	23.5.18	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 〔報告事項〕 1 大学説明会等（上期）の実施予定について
1397	23.5.27	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 〔報告事項〕 1 平成23年度兵庫県警察官採用選考試験実施状況について 2 平成23年職種別民間給与実態調査の実施について 3 任命権者が行った処分について
1398	23.6.7	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成23年職種別民間給与実態調査要綱の決定の件 〔報告事項〕 1 大学における試験説明会（上期）の実施結果について 2 地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方について 3 任命権者が行った処分について
1399	23.6.22	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 〔報告事項〕 1 平成23年度兵庫県職員上級採用試験の申込状況について 2 平成23年度第1回兵庫県警察官採用選考試験実施状況等について 3 近畿人事委員会協議会における賃金構造基本統計調査に関する共同研究について
1400	23.6.30	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - 3 採用選考の件 4 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験実施要綱決定の件 〔報告事項〕 1 平成23年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験の受験状況について
1401	23.7.11	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成23年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験合格者決定の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1402	23.7.20	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 平成23年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の応募状況等について 2 平成23年(不)第1号事案の件について
1403	23.7.27	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 昇任選考の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員上級採用試験第2次試験(1日目)の受験状況について 2 平成23年(不)第1号事案の件について
1404	23.8.5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成23年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの開催結果について 2 平成23年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験第2次募集について 3 任命権者が行った処分について
1405	23.8.31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - 3 採用選考の件 4 平成23年度兵庫県職員上級採用試験最終合格者決定の件 5 平成23年度第1回兵庫県職員採用選考試験(建築職(古建築))合格者決定の件 6 平成23年度第1回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第1回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果等について 2 平成23年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験第2次募集について 3 任命権者が行った処分について
1406	23.9.5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 昇任選考の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験の申込状況について 2 平成22年度職員勤務実態調査(実地調査)結果概要について

回数	開催年月日	議 案 等
1407	23.9.13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 採用選考の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験の申込み状況について 2 任命権者が行った処分について
1408	23.9.28	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 - 3 採用選考の件 4 平成23年度第1回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 5 平成23年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 6 試験研究技術員の行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験の受験状況について 2 任命権者が行った処分について
1409	23.10.14	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長職務代理者指定の件 2 議事録の承認を求める件 3 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件 - 5 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験合格者決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本年の人事委員会勧告・報告の取扱いについて <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年人事院勧告について 2 人事委員会勧告に係る職員団体からの要望について

回数	開催年月日	議 案 等
1410	23 . 10 . 24	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 4 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 5 退職警察官の再採用に係る選考試験実施要綱決定の件 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等について 2 任命権者が行った処分について
1411	23 . 10 . 31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告の件
1412	23.11.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 - 3 平成23年度兵庫県職員中級・初級採用試験最終合格者決定の件 4 平成23年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験第1次試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状況について 2 兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験第3次募集等について 3 平成23年人事委員会勧告（都道府県）の状況について 4 任命権者が行った処分について
1413	23 . 11 . 21	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成23年度兵庫県職員上級(経験者)採用試験実施要綱決定の件 3 児童自立支援専門員の採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学等における試験説明会(下期)の実施予定について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1414	23.11.30	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 平成23年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件 4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 5 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験の受験状況等について 2 任命権者が行った処分について
1415	23.12.6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 - 3 平成23年度職員勤務実態調査に係る基本方針決定の件
1416	23.12.13	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 児童自立支援専門員の採用選考試験合格者決定の件 4 平成23年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験最終合格者決定の件 5 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定に基づく人事委員会の業務の状況の報告の件
1417	23.12.20	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 技能労務職（試験研究技術員等）から行政職への職種転換に係る選考試験合格者決定の件 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験の申込み状況について
1418	24.1.18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 4 平成23年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験第1次試験合格者決定の件 5 平成23年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて 2 退職警察官の再採用選考試験の申込み状況について 3 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1419	24.1.24	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 兵庫県職員ガイダンスの実施について</p> <p>2 平成23年度第2回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果について</p> <p>3 平成24年度兵庫県警察官採用選考試験について</p> <p>4 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)について</p> <p>5 平成24年1月23日開催近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議について</p>
1420	24.2.7	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 平成23年度兵庫県職員上級(経験者)採用試験最終合格者決定の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 任命権者が行った処分について</p>
1421	24.2.21	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 平成23年度第2回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件</p> <p>3 退職警察官の再採用選考試験合格者決定の件</p> <p>4 昇任選考の件</p> <p>5 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)の第1次試験実施状況について</p> <p>2 平成23年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験第3次募集結果等について</p> <p>3 総務省「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する全人連の要望・意見について</p>
1422	24.3.6	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求めるの件</p> <p>2 平成23年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件</p> <p>3 採用選考の件</p> <p>4 昇任選考の件</p> <p>5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件</p> <p>6 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 措置要求事案について</p> <p>2 平成24年度兵庫県職員採用試験の実施日程について</p> <p>3 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)の第1次試験の合格者の状況等について</p>

回数	開催年月日	議 案 等
1423	24.3.22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - 5 事務局職員の昇任選考及び任免の件 6 採用選考の件 7 職員の任用に関する規則に規定する警察職級表における職の承認の件 8 昇任選考の件 9 任期付職員の採用承認の件 10 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則制定の件
1424	24.3.27	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 昇任選考の件 3 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県職員ガイダンスの開催結果について 2 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用（しごと支援プログラム）の最終合格者数等について 3 職員団体からの要望について 4 任命権者が行った処分について

(5) 規則、告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成23年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成23年) 第4号	23. 4. 1	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの
第5号	23. 4. 14	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇について、所要の整備をしたもの
第6号	23. 11. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員の派遣等について、派遣先団体を新たに追加するため、所要の整備をしたもの
第7号	23. 11. 30	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	1か月以下の育児休業取得者の期末手当について、在職期間を除算しないよう、所要の整備をしたもの
第8号	23. 12. 5	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第9号	23. 12. 20	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇について、所要の整備をしたもの
(平成24年) 第1号	24. 3. 16	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第2号	24. 3. 22	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の管理職手当について、所要の整備をしたもの

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成23年) 第2号	23. 4. 1	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	23. 4. 14	職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの
(平成24年) 第1号	24. 3. 22	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	警察組織における職の設置に伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成23年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名
23.9.27	第75号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
23.10.25	第104号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
23.11.30	第135号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
24.2.21	第30号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）

イ 規則等制定に伴う協議

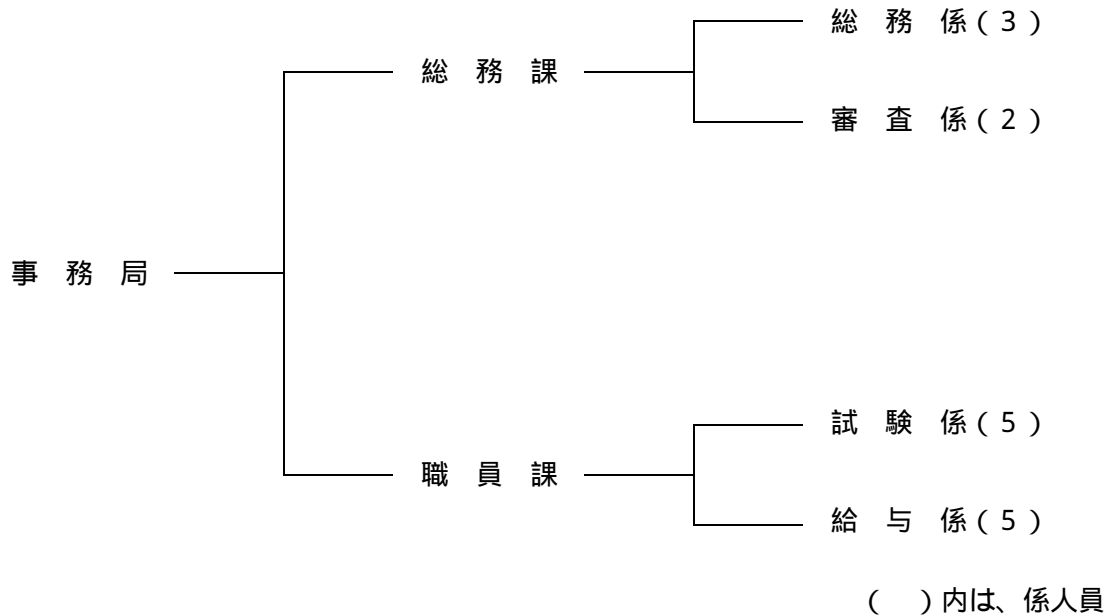
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成23年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

回答年月日	件名	協議者
23.10.7	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会
24.3.6	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
24.3.27	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。
事務局の組織は、2課4係で、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は19人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	18人	19人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算などの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関する事。 4 事務局職員の安全及び健康に関する事。 5 公印の管守に関する事。 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。 7 予算、決算及び会計に関する事。 8 物品の管理に関する事。 9 広報に関する事。 10 他の課及び係の所掌に属しない事。
	審査係	1 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 2 不利益処分についての不服申立てに関する事。 3 職員の苦情の処理に関する事。 4 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 5 職員団体等に関する事。 6 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 7 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関する事。 8 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務に関する事。

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
職員課	試験係	1 職員の採用試験・選考に関する事。 2 職員の昇任選考等に関する事。
	給与係	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 2 給与等に関する報告及び勧告に関する事。 3 旅費の制度に関する事。 4 服務の基準に関する事。 5 厚生福利制度に関する事。

事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選考によることができる。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級職、中級職及び初級職に区分して実施しており、平成23年度の受験者数は、計2,217人（上級職1,493人、中級職72人、初級職355人、上級職(経験者) 297人）となっている。

(ア) 平成23年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では、受験者数1,493人に対し、最終合格者数は149人で、競争率は前年度と同じ10.0倍となった。

このうち、一般事務職では665人が受験し、最終合格者数は42人で、競争率は前年度を1.4ポイント下回る15.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の44.7%を1.1ポイント下回り、43.6%となった。

b 中級採用試験

全体では、受験者数72人に対し、最終合格者数は15人で、競争率は前年度を0.4ポイント上回る4.8倍となった。

c 初級採用試験

全体では、受験者数355人に対し、最終合格者数は41人で、競争率は前年度を1.2ポイント上回る8.7倍となった。

このうち、一般事務職では114人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を2.5ポイント上回る11.4倍となった。

d 経験者採用試験（上級）

全体では、受験者数297人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を17.1ポイント下回る29.7倍となった。

このうち、一般事務職では208人が受験し、最終合格者数は4人で、競争率は前年度を、14.8ポイント下回る52.0倍となった。

(イ) 平成23年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次 試験日	第1次 試験地	第2次 試験日	第2次 試験地	最終合格 発表日
上級採用試験	インターネット 23.5.24～23.6. 3 郵送 23.5.24～23.6. 8 持参 23.5.24～23.6.10	23.6.26	神戸市	23.7.20 ～23.8.19 のうち指定 する2日	神戸市	23. 9. 2
中級採用試験 初級採用試験	インターネット 23.8.12 ～23.8.24 郵送 23.8.12 ～23.9. 2 持参 23.8.12 ～23.9. 7	23.9.25	神戸市 姫路市 豊岡市	23.10.24 ～23.10.28 のうち指定 する1日	神戸市	23.11.11
経験者採用試験 (上級)	インターネット 23.12. 2 ～23.12.16 郵送 23.12. 2 ～23.12.20 持参 23.12. 2 ～23.12.22	24. 1. 8	神戸市 東京都	24. 1.28 ～24. 1.29 のうち指定 する1日	神戸市	24. 2. 9

(ウ) 平成23年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～30歳 (平成24年4月1日現在) ただし、保健師は21歳～30歳、 児童福祉司は22歳～34歳、薬剤師 は24歳～30歳、獣医師は24歳～34 歳 イ 21歳(平成24年4月1日現在)以 下の者で、4年制大学等を平成 24年3月31日までに卒業又は卒業 見込みの者</p> <p>2 保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、 児童福祉司、職業訓練指導員(機械 系学科)、環境科学職にあっては、 免許・資格取得者(取得見込者を 含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式45題(一部選択解答制) 2時間30分</p> <p>専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>技術系職種(総合土木職を除く) 択一式40題 2時間</p> <p>総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接、個別面接及びプレ ゼンテーション試験</p> <p>適性検査</p>
中級採用試験	<p>1 臨床検査技師、診療放射線技師 21歳～26歳 (平成24年4月1日現在)</p> <p>2 総合土木職 20歳～25歳 (平成24年4月1日現在)</p> <p>3 総合土木職にあっては、大学(短 期大学を除く。)及びこれと同等と 認められる大学校等を卒業した者 又は卒業する見込みの者などその 在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>4 総合土木職以外の職にあっては、 免許取得者(取得見込者を含む。) に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験 総合土木職以外 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接及び個別面接</p> <p>適性検査</p>
初級採用試験	<p>18歳～24歳 (平成24年4月1日現在) 大学(短期大学を除く。)及びこ れと同等と認められる大学校等を 卒業した者又は卒業する見込みの 者などその在学期間が2年を超え る者を除く。 定時制・通信制高校在学中の者 (既に高卒以上の学歴を有する者 を除く。)に限り、18歳～30歳の者。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接及び個別面接</p>
経験者採用試験(上級)	<p>28歳～34歳 (平成24年4月1日現在)</p>	<p>第1次試験 一般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接、個別面接及びプレ ゼンテーション試験</p> <p>適性検査</p>

(工) 平成23年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数					
上級	一般事務職	35人	968人	665人	126人	102人	42人	15.8倍	36人	6人
	警察事務職	12	140	107	42	30	14	7.6	12	2
	教育事務職	20	279	220	69	63	23	9.6	19	4
	保健師	2	42	33	6	4	2	16.5	2	0
	栄養士	1	75	52	4	4	1	52.0	1	0
	獣医師	6	19	13	12	9	5	2.6	4	1
	薬剤師	10	68	53	33	26	12	4.4	12	0
	児童福祉司	1	28	22	6	6	2	11.0	1	1
	職業訓練指導員(機械系学科)	1	10	7	4	2	1	7.0	1	0
	農学職	4	81	52	12	11	4	13.0	4	0
	林学職	2	25	18	9	8	3	6.0	3	0
	水産職	1	14	12	4	4	1	12.0	1	0
	環境科学職	2	49	33	6	5	2	16.5	2	0
	総合土木職	11	92	55	36	33	12	4.6	12	0
建築職	3	34	27	9	6	4	6.8	4	0	
小中学校事務職	18	175	124	63	61	21	5.9	20	1	
計	129	2,099	1,493	441	374	149	10.0	134	15	
中級	臨床検査技師	4	43	36	15	12	5	7.2	4	1
	診療放射線技師	8	37	32	24	21	9	3.6	8	1
	総合土木職	1	4	4	3	3	1	4.0	1	0
	計	13	84	72	42	36	15	4.8	13	2
初級	一般事務職	9	149	114	33	30	10	11.4	9	1
	警察事務職	4	49	43	18	17	6	7.2	6	0
	教育事務職	8	82	69	27	26	9	7.7	8	1
	総合土木職	1	14	11	4	4	1	11.0	1	0
	小中学校事務職	11	140	118	45	41	15	7.9	11	4
	計	33	434	355	127	118	41	8.7	35	6
経験者(上級)	一般事務職	4	322	208	12	11	4	52.0	3	1
	教育事務職	3	90	63	9	9	3	21.0	3	0
	総合土木職	3	37	26	9	9	3	8.7	3	0
	計	10	449	297	30	29	10	29.7	9	1
合計	185	3,066	2,217	640	557	215	10.3	191	24	

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(ア) 採用選考実施状況（職級別）

人事委員会が平成23年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(9) 11	1	48	2	8	3	6	2	2	0	(9) 83
教育委員会	(2) 5	0	(2) 7	0	14	9	6	1	0	0	(4) 42
警察本部	(1) 1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(1) 2
病院局	(12) 12	0	11	0	0	0	0	0	0	0	(12) 23
計	(24) 29	1	(2) 66	2	23	12	12	3	2	0	(26) 150

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
警察本部	0	(6) 6	0	0	0	(6) 6
計	0	(6) 6	0	0	0	(6) 6

c 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	26	9	35

d 警察職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	3	4	9	8	14	6	3	4	51

()内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、3名は平成22年度採用選考試験合格者（平成23年度に免許を取得。理学療法士1名、臨床工学技士2名）

(イ) 平成23年度職員採用選考試験実施状況

実施日	職種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
			人	人	人	人	人
23. 8.22	建築職（古建築）	上級	1	1	1	1	0
	理化学職（法医）	＼	4	102	4	4	0
	理化学職（化学）	＼	1	52	1	1	0
	理化学職（文書）	＼	1	17	1	1	0
	理学療法士	中級	5	18	5	5	0
	作業療法士	＼	3	6	3	3	0
	言語聴覚士	＼	1	15	1	1	0
	臨床工学技士	＼	5	19	5	5	0
23.11.16	事務職（身体に障害のある人対象）	初級	4	31	4	4	0
23.12. 5	児童自立支援専門員	上級	2	2	2	2	0
24. 2.14	獣医師	上級	2	5	2	1	1
	精神保健福祉相談員	＼	1	16	1	1	0
	心理判定員	＼	1	47	1	1	0
	児童自立支援専門員	＼	2	2	2	2	0
	学芸員（保存・修復）	＼	1	1	1	1	0
	学芸員（近現代美術）	＼	2	26	2	2	0
	歯科衛生士	中級	1	7	1	1	0
	航空整備士	初級	1	1	1	1	0
合 計			38	368	38	37	1
う ち 上 級			18	271	18	17	1
う ち 中 級			15	65	15	15	0
う ち 初 級			5	32	5	5	0

(ウ) 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

a 人事委員会が実施したもの

実施日	職種	受験者数	合格者数	備考
23.10.15 (第一次試験)	一般事務職	62	25	知事、教育委員会
	教育事務職	1	0	
23.11.22 (第二次試験)	栄養士	2	1	
	農学職	1	0	
	総合土木職	9	2	

b 任命権者が実施したもの

実施日	職種	受験者数	合格者数	備考
23.11.26 23.11.27 (第一次及び第二次試験) 23.12.9 (第二次試験 総合土木のみ)	総合土木職	62	21	知事(県土整備部)
	農学職	6	6	知事(農政環境部)
	畜産職	3	1	"
	林学職	2	2	"
	水産職	2	1	"
	電気職	4	3	病院局

(工) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の11県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成23年度警察官採用選考試験実施状況(県内試験)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験受験者数	1次試験合格者数	2次試験受験者数	最終合格者数	競争率	採用者数	辞者数	退数
23.5.8 23.9.18	A	340	2,696	2,309	963	902	308	7.4	252		56
	B	110	1,410	1,211	321	305	92	13.1	82		10
	女性A	10	217	189	38	36	9	21.0	8		1
	女性B	10	200	175	36	36	13	13.4	13		0
	語学	6	16	12	5	5	1	12.0	1		0
	情報	4	13	12	2	2	1	12.0	1		0
	武道A	8	17	17	10	10	6	2.8	6		0
	武道B		5	4	2	2	2	2.0	2		0
	合計	488	4,574	3,929	1,377	1,298	432	9.0	365		67

b 平成 23 年度警察官採用選考試験実施状況（県外試験）

区 分	採 用 予定者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合格者数	採用者数	辞退者数
A	人 33	人 1,266	人 948	人 78	人 14	人 6	人 8
B	22	849	658	84	18	8	10
計	55	2,115	1,606	162	32	14	18

(才) 看護職採用選考試験（病院局実施）

実 施 日	募 集 数	論 文 受 験 者 数	面 接 受 験 者 数	合 格 者 数	競 争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
23. 7.24	人 360	人 288	人 287	人 260	倍 1.1	人 216	人 44
23.10. 2	150	88	88	70	1.3	58	12
24. 1.22	100	64	64	46	1.4	40	6
合計	-	440	439	376	1.2	314	62

(3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

行政職 3～6級、研究職 2～3級、医師・歯科医師職 2級、看護職 2～4級、警察職 2～7級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成23年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成23年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(ア) 行政職 (人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	148	74	40	11	0	1	274
教育委員会	29	11	3	0	0	0	43
警察本部	2	1	0	0	0	0	3
議会	1	0	1	1	0	0	3
企業庁	3	3	0	0	0	0	6
病院局	12	3	4	1	0	0	20
計	195	92	48	13	0	1	349

(イ) 研究職 (人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	4	5	9
警察本部	1	0	1
計	5	5	10

(ウ) 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	22	12	34
計	22	13	35

(エ) 看護職 (人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	6	2	2	10

(オ) 警察職 (人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	36	27	63

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を実施している。

a 京阪神地域：平成23年度は延べ18カ所で開催し、756人が参加した。

b 京阪神地域以外：平成23年度は延べ3カ所で開催し、58人が参加した。

(イ) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	24. 3.12	266人
	24. 3.13	
	24. 3.14	
中級・初級採用試験受験者対象	23.8. 1	86人

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回 大阪市内3回	573人
公務員予備校での説明会	神戸市内1回 大阪市内1回 東京都新宿区内1回	140人

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成23年度は約16万件のアクセスがあった。
- ・上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成23年度はこれによる申込者が1,351人で、申込者数全体の43.5%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成23年度は14回の配信を行い、発行部数は約2,600部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適應させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成23年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	8,736	43.7	22.1	64.7	8.5	26.7	0.1	66.9	33.1
研究職	226	44.5	21.5	100.0				90.7	9.3
医師・歯科医師職	37	46.6	22.1	100.0				73.0	27.0
看護職	3	48.7	30.0		66.7	33.3			100.0
警察職	11,386	38.6	17.7	48.7	4.6	46.7		93.6	6.4
大学教育職	561	48.0	23.2	91.1	8.9			80.6	19.4
高等学校教育職	8,179	45.7	22.9	93.9	4.4	1.7		64.4	35.6
中・小学校教育職	24,062	43.2	20.6	91.3	8.7			47.5	52.5
全給料表	53,196	42.7	20.6	78.3	7.1	14.6	0.0	63.7	36.3

(注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が4名いる。(イ)において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

給料表	一人当たり平均給与総額	内					訳	
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	円 408,144	円 343,471	円 11,309	円 23,613	円 4,346	円 15,194	円 7,702	円 2,509
研究職	460,688	386,336	13,914	23,162	5,811	18,385	9,722	3,358
医師・歯科医師職	903,295	489,822	11,054	86,837	4,557	15,046	78,041	217,938
看護職	412,818	362,115	6,000	26,644	533	17,526	0	0
警察職	396,057	329,642	13,752	24,561	4,606	14,969	1,059	7,468
大学教育職	528,278	(12,571) 460,156	12,534	27,776	9,013	14,867	3,726	206
高等学校教育職	469,298	(19,363) 401,105	10,941	24,256	4,415	10,704	2,415	15,462
中・小学校教育職	428,522	(14,547) 372,715	7,604	22,928	4,989	7,873	4,454	7,959
計	426,016	(9,690) 364,117	10,122	23,692	4,759	11,153	4,016	8,157

(注) ()内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成23年6月24日から8月10日まで
- (イ) 調査対象 平成23年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,787事業所
- (ウ) 対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）
- (エ) 調査人員 初任給関係1,245人（行政職に相当する調査実人員1,086人）、初任給関係以外の調査職種17,241人（行政職に相当する調査実人員14,669人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は126,320人であり、行政職に相当するものは99,240人である。）
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、414事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	27
製造業	187
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	64
卸売業、小売業	39
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	40
計	376

(イ) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支店長	51.4歳	778,361円	1,860円	776,501円
工場長	53.4歳	682,519円	1,582円	680,938円
事務部長	51.3歳	622,398円	2,202円	620,196円
技術部長	51.0歳	683,240円	2,521円	680,720円
事務部次長	49.5歳	543,367円	7,842円	535,525円
技術部次長	49.9歳	615,941円	1,868円	614,073円
事務課長	47.1歳	533,449円	6,847円	526,602円
技術課長	45.9歳	551,127円	3,871円	547,256円
事務課長代理	44.8歳	450,022円	39,053円	410,969円
技術課長代理	41.2歳	471,216円	10,772円	460,444円
事務係長	42.9歳	447,037円	46,984円	400,053円
技術係長	44.3歳	472,616円	53,935円	418,681円
事務主任	40.4歳	371,752円	36,802円	334,950円
技術主任	39.8歳	402,661円	45,634円	357,027円
事務係員	37.0歳	343,899円	38,222円	305,677円
技術係員	35.5歳	380,064円	62,040円	318,024円

(ウ) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	197,586円
短大卒	175,284円
高校卒	158,647円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,210円
配偶者と子1人	19,715円
配偶者と子2人	25,886円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月31日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成23年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について」(28ページ～30ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none">・ 国家公務員の俸給表に準じて引下げ (若年層及び医師職は据置き)・ 条例の公布の日から実施	<ul style="list-style-type: none">・ 勧告どおり。・ 平成24年4月1日から実施

平成 23 年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について

給与勧告のポイント

月例給は引下げ改定、期末・勤勉手当（ボーナス）は改正なし

～年間給与は3年連続引下げ 平均年間給与は 1.8万円（ 0.29% ）～

1 抑制措置前の較差 1,199円（ 0.29%）を解消するため、給料月額を引下げ

2 期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合と均衡しており、改定なし

本委員会は、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

1 公民較差（行政職）

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を19,402円(4.93%)下回っているが、給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を1,199円(0.29%)上回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B)	備 考
412,798円	413,997円	1,199円 (0.29%)	給与抑制措置前
	393,396円	19,402円 (4.93%)	給与抑制措置後

2 給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とする。

(1) 給料表等

給料表は人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて引下げ（若年層及び医師職は据置き）

給与構造改革の給料表引下げ改定に伴う経過措置額について、給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して引下げ

(2) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合3.97月分は、職員の年間支給月数3.95月分と概ね均衡していることから、改定は行わない。

(3) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、人事院の勧告に準じ、遡及することなく実施する必要がある。[条例の公布の日]

なお、人事院の勧告で、年間給与で民間との均衡を図るために期末手当で行われることとされている調整措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(4) その他の課題

ア 経過措置額

人事院は、定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について、平成24年4月から段階的に廃止することとしている。

本県においても、経過措置額について、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

イ 自宅に係る住居手当

国においては、既に制度が廃止されたことから、早期に見直しを行うことが適当であり、引き続き、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、廃止に向けた検討を進める必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

エ 50歳台の公民の給与差への対応

人事院は、50歳台において、官民の給与差が相当程度存在している状況にあるため、今後の定年の段階的な引き上げも見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しの検討を進めることとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

オ 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくため、「職種別民間給与実態調査」の対象となる産業の拡大、職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い、来年度以降、必要な対応を行うこととしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

カ 地域間給与配分の見直し

人事院は、給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、来年度以降、東北3県を含む全国データを基に、最終的な検証を行うとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

[参考] 職員1人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢 43.7歳、平均経験年数22.3年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	393,396円	3.95月	6,306,000円	18,000円 (0.29%)
改定後	392,281円	3.95月	6,288,000円	

3 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・ 今後とも引き続き、事務の効率化を図りつつ、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を進め、勤務時間の縮減を一層推進していく必要がある。
- ・ 年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向けては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得など、その取得促進について、管理監督職が率先して、引き続き取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策として、引き続き、取組の一層の推進を図る必要がある。
特に、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況を的確に把握するとともに、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。
- ・ 東日本大震災をはじめとする災害対応に従事した職員については、過労とともに、「惨事ストレス」などの対応にも十分な配慮を行う必要がある。

(3) 育児休業の取得促進

人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講じることとし、また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図ることが重要であるとしている。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

(4) 人材の確保

職員の採用においては、本県が求める人材の確保に努めていく必要がある。

4 高齢期の雇用

人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から定年を段階的に65歳に引き上げるための立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。

本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、雇用と年金の接続を図り、公務能率を確保しながら、65歳までの段階的な定年年齢の引上げに向けて、関係法令の改正動向、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について、検討を進めていく必要がある。

5 公務員の労働基本権の在り方

人事院は、国家公務員制度改革の議論の前提となるべき基本認識を整理するとともに、関連4法案に関する論点を整理し、報告したところである。

地方公務員に関しては、国家公務員制度改革基本法に、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されていることから、本県においても、引き続き、国及び関連法案の動向に留意する必要がある。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成23年度の処理状況

平成23年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、新規要求事案が1件で、24年度へ繰越しとなった。

区 分	平成22年度末 (23.3.31) 係属件数	平成23年度		平成23年度末 (24.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	1	0	1
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成23年度の処理状況

平成23年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が1件、新規申立てが8件で、新規申立てのうち1件は処理が終了したが、8件が平成24年度へ繰越しとなった。

区 分	平成22度末 (23.3.31) 係属件数	平成23度		平成23度末 (24.3.31) 係属件数	平成23度 口頭審理 開催回数	
		申立件数	終結件数			
分 限 処 分	免 職	1	0	0	1	0
	休 職	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	0	4	1	3	5
	停 職	0	1	0	1	0
	減 給	0	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0	0
そ の 他	0	3	0	3	0	
計	1	8	1	8	5	

ウ 平成23年度の終結事案の概要

申立年月日	平成23年 9月26日
事案の概要	平成23年4月7日、小売店において商品を窃取したとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消し又は修正を求めたもの。
終結年月日	平成24年 1月10日
理 由	取下げ

(3) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して地方公務員法第 28 条に規定する分限処分又は同法第 29 条に規定する懲戒処分を行い、同法第 49 条第 1 項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和 35 年人事委員会規則第 16 号）第 4 条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

イ 平成23年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成 23 年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が 1 件、懲戒処分が 43 件であった。

区分		処分者		知 事		教育委員会		警察本部長		計	
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度		
分限 処分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
懲戒 処分	免 職	1	1	2	5	3	1	6	7	6	7
	停 職	2	2	14	5	4	6	20	13	20	13
	減 給	1	0	4	6	3	5	8	11	8	11
	戒 告	0	4	7	2	3	6	10	12	10	12
	計	4	7	27	18	13	18	44	43	44	43
合 計		4	8	27	18	13	18	44	44	44	44

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、地方公務員法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年兵庫県条例第43号）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成24年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4				
兵庫県教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県立大学西地区教職員組合	昭42.6.7				
兵庫県立大学東地区教員組合	昭43.8.16				
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23				
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20				
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23				
加印教職員組合	平2.2.8				
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12				
但馬教職員組合	平2.3.12				
兵庫教職員組合	平2.3.12				
丹有教職員組合	平2.5.10				
西播教職員組合	平2.6.11				
淡路教職員組合	平2.7.2				
北播教職員組合	平2.7.2				
兵庫県立大学教職員組合	平16.8.9				

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成23年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
17	18	1	0	0	17

(2) 管理職員等の範囲

地方公務員法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、平成23年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（平成24年3月31日現在）

機 関		職
議 会 事 務 局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 課長補佐（秘書又は人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の秘書係長及び総務係長
知 事 部 局	本 庁	1 防災監 会計管理者 理事 政策監 部長 副防災監 ものづくり教育参事 観光監 医監 局長 知事室長 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 主幹 研究参事 課長補佐（人事労務を担当するものに限る。） 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部社会福祉局総務課、産業労働部政策労働局総務課、農政環境部農政企画局総務課、県土整備部県土企画局総務課及び会計課の各総務係長 3 秘書課の課長補佐及び係長 4 財政課の課長補佐及び係長 5 税務課の管理係長 6 人事課の係長、主査及び主任 7 職員課の係長、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の係長（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産課の船長
	兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事
	兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 主幹
	県立男女共同参画センター	所長 副所長 主幹
	県 民 局	局長 副局長 総務室長 総務企画室長 県民室長 県民協働室長 県民生活室長 地域政策室長 公園島企画室長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 主幹 総務課長 企画管理課長

東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 主幹 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 室長 主幹 健康管理課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
県立大学	学長 副学長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 事務局長 事務局副局長 総務部長 企画調整部長 学務部長 事務部長 事務部次長 主幹 総務課長 企画課長 業務課長
広域防災センター	1 センター長 部長 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 主幹 総務課長
保健所	所長 副所長 主幹
県立こどもの館 <small>こども</small>	1 館長 副館長 主幹 総務課長 2 幼児教育センター所長 主幹
こども家庭センター	所長 調整参事 副所長 主幹 総務課長
県立女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 主幹 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 主幹 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
県立精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 主幹
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 総務部次長 主幹 総務課長 2 工業技術支援センターの所長及び副所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 2 姫路職業能力開発校長 副校長 総務課長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 主幹
県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 部長 主幹 総務課長 2 農業大学の校長及び副校長 3 技術センターの所長 部長 部次長 病害虫防除所長 但馬水産技術センター所長 内水面漁業センター所長 副所長 主幹 船長及び但馬水産技術センター研究主幹
家畜保健衛生所	所長 副所長 主幹 総務課長
森林動物研究センター	所長 次長 部長 主幹 総務課長
県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長

教育委員会	事務局	本 庁	1 教育長 教育次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 課長補佐（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の総務係長、人事係長、企画・行政係長、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事係の主任 3 財務課の財務係長及び学校管理係長 4 教職員課の係長、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教 育 事 務 所	所長 教育振興室長 副所長 主幹 総務課長 教職員課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
		県 立 学 校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
		県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
		県立南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
		県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
		県立教育研修所	所長 部長 参事（教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 総務課長
		県立美術館	館長 副館長 館長補佐 総務課長
		県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 総務課長
		県立考古博物館	館長 副館長 部長 主幹 総務課長
		選挙管理委員会事務局	書記長
		人事委員会事務局	局長 次長 課長 参事 副課長 主幹 課長補佐 係長 主査
		監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 主幹 課長補佐 係長
	労働委員会事務局	1 局長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務係長	
	収用委員会事務局	局長 主幹	
	瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長	

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、地方公務員法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成24年3月31日現在、県の事業場は358事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が320事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

(平成24年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [320]	第12号(教育・研究) [189]	知事[16]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学 広域防災センター 県立健康生活科学研究所 県立こどもの館 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院[2] 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター(県立林業研修館を含む。) 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[172]	県立学校[162] 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察 [1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署[131]	知事 [59]	本庁(職員健康管理センターを含む。) 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局[10] 但馬長寿の郷 県税事務所[11] 中播磨消費生活創造センター 消費生活センター[5] 農林振興事務所[4] 農林水産振興事務所[6] 但馬空港管理事務所 東京事務所 職員会館 子育て家庭センター[5] 県立女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 県立精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所[3]	
		教委 [7]	事務局本庁 教育事務所[6]	
		警察 [57]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署[48]	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]	
	基 労働局 監督・署 労働 [38]	第3号(土木・建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生) [23]	知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央子ども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
			教委 [8]	特別支援学校寄宿舎[8]

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成23年度に行った主な許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア)	解雇予告除外認定	3 件
(イ)	時間外労働・休日労働に関する協定届	43 件
(ウ)	宿日直勤務許可	11 件
(エ)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	2 件
(オ)	機械等の設置届	4 件